

日鳥協発第18-231号
平成19年2月13日

関係各位様

(社)日本食鳥協会
会長 芳賀 仁
高病原性鳥インフルエンザ
関係対策本部長 芳賀 仁



宮崎県日向市における高病原性鳥インフルエンザに係る第2次清浄性確認検査結果及び不適切な表示に関する調査状況(第5報)のお知らせ

宮崎県日向市における高病原性鳥インフルエンザの発生に伴い設定された移動制限区域及び搬出制限区域内の家きんを飼養している7農場及び愛玩鳥を飼養している10戸について、宮崎県が第2次清浄性確認検査を実施した結果、異常は認められなかった旨及び小売店舗における不適切な表示に関する調査状況(第5報)について、別紙の通りプレスリリースがありましたので、お知らせします。

なお、初発農場に係る区域は移動制限が解除され、他の3例の発生区域でも2次感染の発生を見ることなく、封じ込めが進んでおり、さらに、先日から、西日本23府県の養鶏農場が緊急消毒されつつある等、発生の未然防止に大掛かりな対策が展開されているところです。

おって、本日、当会及び当会対策本部として、宮崎県の3区域の防疫対策等に碎身ご奮闘戴いている県対策本部等に謝礼と激励に行くことを付記します。

引き続き、本病の発生の防止及びまん延防止に最善のご尽力をお願いいたします。

別紙 プレスリリース

別紙1 宮崎県日向市における高病原性鳥インフルエンザに係る第2次清浄性確認検査結果について

別紙2 鳥インフルエンザ発生に伴う小売店舗における鶏卵・鶏肉の不適切な表示に関する調査状況について(第5報)

鶏肉、鶏卵を食べることにより、鳥インフルエンザウィルスが人に感染することは世界的にも報告されていません。

別紙1

プレスリリース

平成19年2月11日

農林水産省

宮崎県日向市における高病原性鳥インフルエンザに係る 第2次清浄性確認検査結果について

今回の宮崎県日向市における高病原性鳥インフルエンザの発生に伴い設定された移動制限区域内及び搬出制限区域内にあり、現在、家きんを飼養している7農場及び愛玩鳥を飼養している10戸について、宮崎県が第2次清浄性確認検査として、ウイルス分離検査及び血清抗体検査を実施した結果、異常は認められなかった旨別添により公表しましたので、お知らせします。

【報道機関へのお願い】

1. **現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれもあることから、厳に慎むようお願いいたします。**
2. 今後とも、本病に関する情報提供に努めますので、生産者等の関係者や消費者が根拠のない噂などにより混乱することがないように、ご協力をお願いします。

鶏卵、鶏肉を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人に感染することは世界的にも報告されていません。(別紙「鶏肉・鶏卵の安全性に関する食品安全委員会の考え方」参照)。

【問い合わせ先】
消費・安全局動物衛生課
担当:鈴木(内線 3223)
代表:03-3502-8111
直通:03-3502-8292

別添1

プレスリリース

平成19年2月11日

宮崎県農政水産部

日向市東郷町における高病原性鳥インフルエンザ発生に伴う移動制限区域内の 第2次清浄性確認検査の結果について

2月9日から実施している移動制限区域内の清浄性確認のための検査(第2次清浄性確認検査)のうち、2月9日に検査材料を採取した7農場(検査羽数80羽)及び愛玩鶏10戸(検査羽数50羽)について、血清抗体検査及びウイルス分離検査を実施した結果、本日、全ての農場において陰性であることが確認されました。

また、移動制限区域内の愛玩鳥を飼育している118戸に対し、家畜保健衛生所の獣医師が電話で飼育状況や鳥の異常の有無等の確認を行った結果、異常は認められませんでした。この結果、第2次清浄性検査において異常は認められませんでした。

【報道機関へのお願い】

高病原性鳥インフルエンザは、現場で取材される際などに、靴底や車両からウイルスが拡散する懸念があります。また、取材ヘリ等に起因する地元住民の皆様からの苦情や、防疫作業への影響が懸念されます。このため、発生農場はもとより、その周辺の農場における取材については、厳に慎むよう改めてお願いします。

今後とも、本病に関する情報の提供に努めますので、生産者等の関係者や消費者が根拠のない噂などにより、混乱することがないように、ご協力をお願いします。

鶏卵、鶏肉を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人に感染することは世界的にも報告されていません。

問い合わせ先

農政水産部農政企画課

電話番号：0985-26-7123

担当者：小倉、井上

鶏肉・鶏卵の安全性に関する食品安全委員会の考え方

鶏肉・鶏卵は「安全」と考えます。

万が一、食品に鳥インフルエンザウイルスがついたとしても、現在のところ、わが国においては、以下の理由から、鶏肉や鶏卵を食べることによってヒトが感染することは考えられません。

- ・ 酸に弱く、胃酸で不活化されると考えられること
- ・ ヒトの細胞に入り込むための受容体は、鳥のものとは異なること
- ・ 通常の加熱調理で容易に死滅するので、加熱すればさらに安全

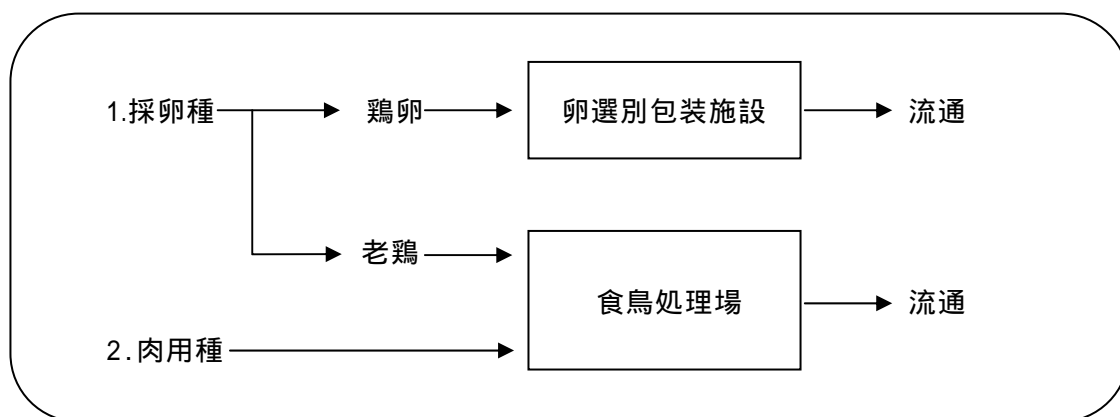
これまで、鶏肉や鶏卵を食べることによって、鳥インフルエンザウイルスがヒトに感染した例は、世界的に報告はありません。海外でヒトが感染した例は、感染した鳥と密接に接触したヒトがごくまれに呼吸器を通じてウイルスが細胞に入り込んで感染したものと考えられています。

なお、WHO(世界保健機関)は、鶏などの家きん類にH5N1亜型が集団発生している地域(東南アジア等)では、鶏肉や鶏卵を含む、家きん類の肉及び家きん類由来製品については、食中毒予防の観点からも、十分な加熱調理(全ての部分が70℃に到達すること)及び適切な取扱いを行うことが必要であるとしています。

鶏肉・鶏卵は、安全のための措置が講じられています。

国産の鶏卵は、卵選別包装施設(GPセンター)で、通常、厚生労働省の定める「衛生管理要領」に基づき、次亜塩素酸ナトリウムなどの殺菌剤で洗卵されています。

国産の鶏肉は、食鳥処理場で、通常、約60℃のもとで脱羽され、最終的に次亜塩素酸ナトリウムを含む冷水で洗浄されています。



別紙 2

プレスリリース

平成19年2月13日
農林水産省

鳥インフルエンザ発生に伴う小売店舗における鶏卵・鶏肉の 不適切な表示に関する調査状況について(第5報)

1月12日から2月9日までの調査結果をお知らせします。不適切な表示324件が確認されましたが、すべてが撤去・修正され、また、不適切店舗数の割合も減少(0.2%)しており、小売店舗においては、引き続き冷静な対応となっています。

1. 小売店舗調査の状況

地方農政局等	1月12日～2月2日分		1月12日～2月9日分までの累計				
	調査店舗数	うち、不適切店舗数	調査店舗数	うち、不適切店舗数	うち、不適切店舗数		
					うち、撤去・修正等をした店舗数	うち、拒否した店舗数	うち、対応中等(本部と相談中)の店舗数
北海道	454	1	575	1	1	0	0
東北	1,067	3	1,378	3	3	0	0
関東	4,672	29	6,273	33	33	0	0
北陸	1,476	50	1,745	50	50	0	0
東海	1,338	11	1,814	12	12	0	0
近畿	5,407	52	6,594	57	57	0	0
中国四国	5,036	46	6,842	48	48	0	0
九州	7,583	119	8,513	119	119	0	0
沖縄	90	1	114	1	1	0	0
総合計	27,123 (100.0)	312 (1.2)	33,848 (100.0)	324 (1.0)	324 (1.0)	0 (0.0)	0 (0.0)

なお、1月12日から2月2日までの調査結果では、拒否又は対応中の店舗はありませんでした。

2. 不適切な表示の事例

撤去・修正を要請した不適切な表示は、

- ・「当店で取り扱っている鶏肉は、産であり鳥インフルエンザの該当地域には属さず、問題ありません。御安心して御買い求め下さい。」
- ・「当店の商品は今回報道がありました養鶏場及び半径10km圏内の養鶏場の鶏肉を使用しておらず、安全性が証明されております。ご安心してお召し上がり下さいませ。」

- ・「発生農場からの生鳥取引はありません。発生農場を中心とした10km以内の区域で移動制限措置がとられておりますが移動制限区域内の生鳥取引はありません。」
 - ・「お客様へ：当社の岡山県産森林鶏の農場は、今回発生の「鶏インフルエンザ」の、発生地域からは10km以上離れており安全面では問題ありませんが、万一来に備え、本日より販売を一時中止させていただきます。ご了承くださいませ。」
 - ・「宮崎県高崎どりは安全が確認でき次第販売致します。ご了承くださいませ」
- 等の内容のものがありません。

鶏卵、鶏肉を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人に感染することは世界的にも報告されていません。

【問い合わせ先】
消費・安全局 表示・規格課
食品表示・規格監視室
担当：小林、田中
代表：03-3502-8111(内線 3281,3285)
直通：03-3502-7804